

学生の慶弔に関する細則

平成4年4月1日制定

(目的)

第1条 この細則は、中村学園大学(含む短期大学部)学生生活に関する規程第18条に基づき、学生の慶弔に関する取扱いについて定める。

(基準)

第2条 学生の慶弔に関する基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 文化、体育、社会奉仕活動等で社会的表彰を受けた場合

学生委員会で協議の上、学長から金一封を贈る。

(2) 本人の病気、負傷の場合

病気又は不慮の事故が原因で20日以上欠席の場合、金5,000円を見舞金として贈る。

(3) 本人死亡の場合

金50,000円以内で、弔慰金を香典として供え、供花を行う。

(4) 本人の父母死亡の場合

金10,000円を香典として供える。

(5) 天災地変に遭遇した場合

学生の寄宿先又は学生の実家が、風害、水害、震災等により半壊相当以上の被害を受けた場合、金10,000円を見舞金として贈る。

(6) 前各号以外の特別の事情のものについては、学生委員会で協議する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。